

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号
特開2001-182274
(P2001-182274A)

(43) 公開日 平成13年 7 月 3 日 (2001. 7. 3)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	ターミナル* (参考)
E 0 4 F 13/02		E 0 4 F 13/02	K

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願平11-370813	(71) 出願人	598149312 株式会社オンテックス 大阪府大阪市住吉区菟田 2 丁目15番 5 号
(22) 出願日	平成11年12月27日 (1999. 12. 27)	(72) 発明者	小笹 公也 大阪府大阪市住吉区菟田 2 丁目15番 5 号 株式会社オザサ内
		(74) 代理人	100086346 弁理士 鮫島 武信

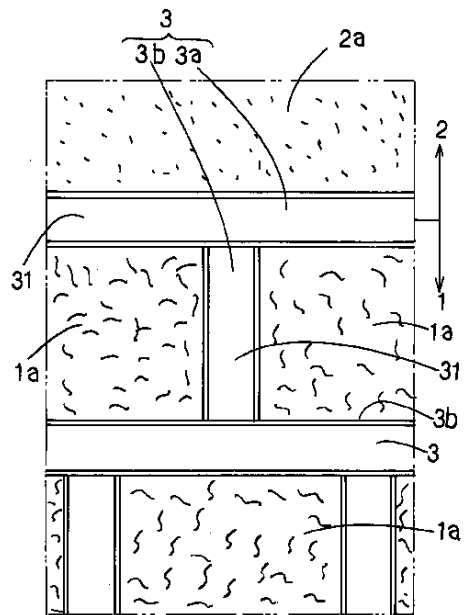
(54) 【発明の名称】 家屋壁面用の目地及び家屋の壁面構造並びに家屋壁面の吹き付け工法

(57) 【要約】

【課題】年月が経過してもかびや菌類の発生・繁殖のおそれの少ない家屋壁面用の目地及び家屋の壁面構造並びに家屋壁面の吹き付け工法の提供を図る。

【解決手段】プラスチックを主成分にして抗菌剤及び防かび剤を包含したものから構成するとともに、表面に凹溝 3 1 を備えた目地 3 a、3 b を用い、この目地 3 a の裏面側を壁面 4 に取り付けることにより、第 1 表面 1 と第 2 表面 2 とに区分するとともに、更に第 1 表面 1 を、目地 3 b によって区画された多数の吹き付け表面 1 a を備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げる。又、第 2 表面 2 を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも 1 種が第 1 表面 1 と異なる表面に仕上げる。

F I G . 3



【特許請求の範囲】

【請求項1】 プラスチックを主成分とし、これに抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成され、表面に凹溝(31)が備えられ、裏面側が、家屋の壁面(4)に取り付けられるようになされたものであることを特徴とする家屋壁面用の目地。

【請求項2】 凹溝(31)内に、着脱自在に取り付けられた剥離帯(32)が備えられたものであることを特徴とする請求項1記載の家屋壁面用の目地。

【請求項3】 家屋の壁面(4)と、目地(3)と、壁面(4)の表面に形成された複数の吹き付け表面(1a)(2a)とを備え、目地(3)が、プラスチックを主成分とし、これに抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成され、表面に凹溝(31)が備えられ、裏面側が、壁面(4)に取り付けられることにより、この目地(3)が壁面(4)の表面を複数に区画し、各吹き付け表面(1a)(2a)が、目地(3)によって区画された壁面(4)の各部分に、塗材を吹き付けて形成されたものであることを特徴とする家屋の壁面構造。

【請求項4】 家屋の壁面に対して塗材を吹き付け施工する家屋壁面の吹き付け工法において、プラスチックを主成分にして抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するとともに、表面に凹溝(31)を備えた目地(3)を準備し、壁面に対して上下少なくとも2種の第1表面(1)と第2表面(2)とを施工するに際して、目地(3)の裏面側を壁面に取り付けることによって壁面を第1表面(1)と第2表面(2)とに区分するとともに、第2表面(2)の下方に形成される第1表面(1)を、更に目地(3)によって区画された多数の吹き付け表面(1a)を備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げ、第2表面(2)を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも1種が第1表面(1)と異なる吹き付け表面(2a)に仕上げることを特徴とする家屋壁面の吹き付け工法。

【請求項5】 凹溝(31)内に着脱自在に取り付けられた剥離帯(32)を備えた目地(3)を、第1表面(1)と第2表面(2)との間の壁面に取り付けると共に、目地にて区分された第1表面(1)と第2表面(2)との何れか一方を先に施工することを特徴とする請求項4記載の家屋壁面の吹き付け工法。

【請求項6】 目地(3)にて区分された第1表面(1)と第2表面(2)との何れか一方を先に施工した後、第1表面(1)と第2表面(2)との何れか他方を施工するに際して、先に施工した表面を覆うマスキングシート(5)の端部を剥離帯(32)に取り付け、後に施工する表面の吹き付け後に剥離帯(32)とマスキングシート(5)とを取り外すことを特徴とする請求項5記載の家屋壁面の吹き付け工法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本願発明は、家屋壁面用の目地及び家屋の壁面構造並びに家屋壁面の吹き付け工法に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来より、家屋の新築或いはリフォームにおいては、壁面に塗材を吹き付けて施工する方法が知られている。この塗材を利用した表面は、家屋の全壁面が同じ調子で行われているのが一般的である。他方、壁面の一部をタイル貼りにした家屋が最近多く施工されているが、その施工に際しては、1階の壁面をタイル貼りとし、2階以上を吹き付け施工するものも存在する。ところが、タイル貼りにした場合には、施工工程と施工日数が多くかかり、施工費も高くなってしまふ。また、貼り付け施工としては、図5に示すように、天然石に近い外観を備えたアルミサイディングを貼り付ける施工方法も存在するが、このアルミサイディングでは、所定の大きさのサイディングボードaを、コーナー部分や玄関や窓のある様々な形状及び大きさの壁面に合わせて貼り付けるため、寸法取りの継ぎ目の部分で自然石にはない不自然な線bが出てしまふ。そのため、本発明者は、貼り施工と同等若しくはそれ以上の外観に仕上げることのできる家屋壁面用の目地を開発した。この家屋壁面用の目地は、表面に凹溝を備えたものとし、裏面側を、家屋の壁面に取り付けることにより、目地によって家屋の壁面を区画するとともに、壁面の表面に凹溝を現すようにしたものである。しかしながら、年月の経過に伴って、壁面用の目地の表面にかびや菌類が発生・繁殖してしまひ、外観が損なわれるという課題がある。又、一旦かび等が発生してしまふと凹溝内のかび等の除去作業が困難であるとともに、除去作業を行っても凹溝内にかび等が残ってしまふとすぐに繁殖してしまふ。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかして、本願発明は、かびや菌類等の発生・繁殖するおそれの少ない家屋壁面用の目地及び家屋の壁面構造並びに家屋壁面の吹き付け工法の提供を第1の目的とする。

【0004】本願発明は、かびや菌類等の発生・繁殖するおそれの少ないものであって、比較的施工日数と施工費が少なく、しかも、貼り施工と同等若しくはそれ以上の外観を備え、全体吹き付けの壁面としては従来にない斬新なデザインを実現することのできる家屋壁面用の目地及び家屋の壁面構造並びに家屋壁面の吹き付け工法の提供を第2の目的とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】そこで本願の第1の発明は、プラスチックを主成分とし、これに抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成され、表面に凹溝31が備えられ、裏面側が、家屋の壁面4に取り付けられるようになされたものであることを特徴とす

る家屋壁面用の目地を提供することにより上記課題を解決する。この本願の第1の発明においては、抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するため、家屋の壁面4に取り付けて年月が経過しても壁面用の目地の表面にかび等の発生や繁殖を防止し得るものにてできる。これにより、年月の経過によっても美観を保持できるとともに、かび等の除去作業を不要なものにてできる。

【0006】本願の第2の発明は、本願の第1の発明に係る凹溝31内に、着脱自在に取り付けられた剥離帯32が備えられたものであることを特徴とする家屋壁面用の目地を提供することにより上記課題を解決する。本願の第2の発明においては、目地3の裏面を壁面に取り付け、目地3にて区画された壁面に塗材を吹き付けた後、剥離帯32を凹溝31から外せば良く、これにより、凹溝31内に塗材がかかることがなく、目地3にて区画された各壁面の境界を綺麗に仕上げることができる。又、目地3にて区画された一つの壁面を塗材を吹き付けた後のマスキングシート5の取り付けと取り外しを目地3の剥離帯32を用いて能率的に行うことができる。

【0007】本願の第3の発明は、家屋の壁面4と、目地3と、壁面4の表面に形成された多数の吹き付け表面1a…2aとを備える。目地3は、プラスチックを主成分とし、これに抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成される。又、表面に凹溝31が備えられ、裏面側が、壁面4に取り付けられることにより、この目地3が壁面4の表面を複数に区画する。各吹き付け表面1a…2aは、目地3によって区画された壁面4の各部分に、塗材を吹き付けて形成されたものであることを特徴とする家屋の壁面構造を提供することにより上記課題を解決する。本願の第3の発明においては、目地3によって区画された多数の吹き付け表面1a…2aを、自然石やタイル貼りの施工方法を用いた壁面の如き外観を示すものにてでき、又、目地3は自由な長さに配設できるため、寸法取りが容易であり、アルミサイディングのような不自然な線が出ることもない。しかも、全体を吹き付け施工するものであるため、短い期間と安価な料金で施工が完了することができる。また、目地3を、抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するため、年月が経過しても壁面用の目地の表面にかび等の発生を防止し得るものにてでき、美観を保持できるとともに、かび等の除去作業を不要なものにてできる。

【0008】本願の第4の発明は、家屋の壁面に対して塗材を吹き付け施工する家屋壁面の吹き付け工法において、プラスチックを主成分にして抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するとともに、表面に凹溝31を備えた目地3を準備する。そして、壁面に対して上下少なくとも2種の第1表面1と第2表面2とを施工するに際して、目地3の裏面側を壁面に取り

付けることによって壁面を第1表面1と第2表面2とに区分する。そして、第2表面2の下方に形成される第1表面1を、更に目地3によって区画された多数の吹き付け表面1aを備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げ、第2表面2を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも1種が第1表面1と異なる吹き付け表面2aに仕上げることを特徴とする家屋壁面の吹き付け工法提供することにより、上記の課題を解決する。本願の第4の発明にあっては、全体を吹き付け施工するものでありながら、少なくとも第1表面1については、目地3によって区画された多数の吹き付け表面1aを備えた貼り仕上げ調の形式であるため、自然石やタイル貼りの施工方法を用いた壁面の如き外観を示すものであり、目地3は自由な長さに配設できるため、寸法取りが容易であり、アルミサイディングのような不自然な線が出ることもない。しかも、全体を吹き付け施工するものであるため、短い期間と安価な料金で施工が完了するものである。一方、目地3を、抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するため、施工に際しては、かび等の発生防止作業を施す必要がなく、単に目地3を取り付ければ良く、この点からも短い期間と安価な料金で施工を行い得る。

【0009】尚、実施に際しては、第1表面1を家屋の1階の壁面に形成すると共に、第2表面2を家屋の2階以上の壁面に形成することが適している。これにより、1階の壁面を自然石やタイル貼りとし、2階以上を吹き付け施工とした工法と遜色のない壁面施工を実現することができる。また、第4の発明の実施に際しては、上記の目地3が、プラスチックを主成分にして抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成され、表面に凹溝31を備え、この凹溝31内に着脱自在に取り付けられた剥離帯32を備えた目地であり、この目地3の裏面を壁面に取り付け、目地3にて区画された壁面に塗材を吹き付けた後、上記の剥離帯32を凹溝31から外すことにより、塗材間に設けられた目地3によって区画された多数の吹き付け表面1aを形成することが適している。このような抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したプラスチック製の目地3を用いることにより、吹き付け施工でありながら、綺麗な目地を能率的に施工することができるものである。

【0010】本願の第5の発明は、上記の第1の発明に係る家屋壁面の吹き付け工法において、表面に凹溝31を備え、この凹溝31内に着脱自在に取り付けられた剥離帯32を備えたプラスチック製の目地3aを、第1表面1と第2表面2との間の壁面に取り付けると共に、目地にて区分された第1表面1と第2表面2との何れか一方を先に施工することを特徴とする工法を提供するものである。これにより、第1表面1と第2表面2との境界を綺麗に且つ能率的に仕上げることもできるものである。

10

20

30

40

50

【0011】本願の第6の発明は、上記の第2の発明に係る家屋壁面の吹き付け工法において、先に施工した表面を覆うマスキングシート5の端部を剥離帯32に取り付け、後に施工する表面の吹き付け後に剥離帯32とマスキングシート5とを取り外すことを特徴とする施工方法を提供する。この第6の発明にあっては、第1表面1と第2表面2との境界を綺麗に仕上げることができることは勿論、マスキングシート5の取り付けと取り外しを、プラスチック製の目地3の剥離帯32を用いて能率的に行うことができるものである。

【0012】

【発明の実施の形態】以下、図面に基づき本願発明の実施の形態を説明する。図1は本願発明の実施の形態に係る家屋壁面用の目地の正面図である。

【0013】本願発明の実施の形態に係る家屋壁面用の目地3は、AES（アクリニトリルエチレンゴム スチレン）等のプラスチックを主成分とし、これに抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成されている。本実施形態では、2-n-オクチル-イソチアゾリン-3オン-（ $C_{11}H_{19}NOS$ ）20重量%、フタル酸ジ-2エチルヘキシル（DOP、 $C_{22}H_{34}O_4$ ）25重量%、非晶質二酸化ケイ素（ SiO_2 ）50重量%、亜鉛ゼオライト（ $ZnO \cdot Al_2O_3 \cdot SiO_2$ ）5重量%、の組成で構成した抗菌・防かび剤をプラスチックの素材に配合し、その抗菌・防かび剤を配合したプラスチックを成型することによりプラスチック製の目地3を形成し、抗菌及び防かびの効果を併せ持つ目地3としている。尚、抗菌剤と防かび剤とは、いずれか一方を単独で目地3に包含させる形態のものでも良く、適宜変更して実施し得る。又、抗菌剤や防かび剤の成分や配合割合は、上記組成のものに限らず、適宜変更して使用でき、防かびや抗菌に加えて他の効果を併せ持つものであっても良い。

【0014】この目地3は、長尺状のものから構成されており、表面には、凹溝31が備えられている。この実施形態では、目地3の表面を、長手方向に沿って四角形状に窪ませることにより、目地3の断面形状がコの字状を呈するものとしている。又、本実施形態での目地3は、この凹溝31内に、剥離帯32を着脱自在に取り付けたのとしている。目地3の裏面33は壁面4に取りつけられる部分をなす。取付の方法は、接着、粘着、ねじやくぎ等金具を利用する等、自由であるが、裏面33に粘着剤を予め塗布したものを用いると、単に、壁面に圧着するだけで固定が完了する点で有利である。尚、目地3の凹溝31の形状は、四角形状のものに限らず、適宜変更できる。又、目地3は、剥離帯32を取り付けていないものでも良く、適宜変更できる。剥離帯32は、柔軟性を有するプラスチック（例えばオレフィンエラストマー）が適当であるが、凹溝31内に着脱可能であればその材質は問わない。

【0015】次に、家屋の壁面の構造について説明する。図2は、壁面を備えた家屋の斜視図であり、図3は、同要部拡大図であり、図4は、同要部断面図である。家屋の壁面の構造は、家屋の壁面4と、目地3と、壁面4の表面に形成された複数の吹き付け表面1a…2aとを備えている。

【0016】目地3は、上述のものが使用されており、家屋の1階の壁表面と2階の壁表面との境界部分に配位されて家屋の1階の壁表面を構成する第1表面1と2階の壁表面を構成する第2表面2とに区分した目地3aと、その第1表面1に縦横に配位されて第1表面1を複数に区画した目地3b…3bとからなる。

【0017】吹き付け表面1a…2aは、目地3aによって区画された第2表面1に形成されたものと、更に目地3b…3bによって区画された第1表面1における複数箇所に形成されたものから構成されている。第1と第2の吹き付け表面1a…2aは、共に吹き付け施工によって形成されたものであるが、第1表面1の吹き付け表面1a…1aは、貼り仕上げ調の形式による仕上げとされ、第2表面2は通常の吹き付け仕上げとされている。両者は同一の色彩としてもよいが、第1表面1は暗色とし、第2表面2は明色とする等、異なる色彩のものとしてもよい。また、第1表面1は骨材に有色の陶器質骨材を用いて石に近い外観を備えたものとし、第2表面2は骨材を用いずに顔料のみとする等、材質の異なるものとして実施してもよい。

【0018】この壁面の吹き付け工法を説明すると、第1表面1と第2表面2との境界部分に、上述の目地3aを配位して、両者1、2を区分する境目を形成する。尚、リフォームの場合には、吹き付け施工を行う前に、水洗や必要に応じてひび割れの補修等を行っておく。新築の場合には、下地壁面の施工が完了した後に、この施工を行う。尚、以下の説明では、リフォーム、新築を問わずに、本願発明の施工を行う壁面を下地壁面と呼ぶ。

【0019】施工は、第1表面1と第2表面2との何れを先に行ってもよいが、上方の第2表面2から行う方が、養生の点で有利であり、この方法に従って説明する。まず、第2表面2は、目地を用いない全面の吹き付けであり、通常の吹き付け工法によって行えばよい。即ち、シミ止めシーラー層21、下塗り層22、中塗り層23、上塗り層24及びクリヤー層25を、順番に吹き付ける。シミ止めシーラー層21は、白色又は透明のシーラーを塗装するもので、下塗り層22は、シミ止めシーラー層21の色を表面に出さないために行うもので、中塗り層23や上塗り層24と同じ色の塗装を行う。中塗り層23と上塗り層24は、顔料や骨材と主剤の樹脂と硬化剤の樹脂とを配合した塗材を吹き付けた層であり、クリヤー層25は、透明の保護層を表面を形成するものである。

【0020】次に、第1表面1の施工を行うが、第1表

面1の塗材が、施工の完了した第2表面2に飛散することのないよう、第2表面2をマスクする。このマスクは、図4に示すように、合成樹脂製のマスキングシート5の端部を、境界部分の目地3aの剥離帯32を粘着テープ6等の適宜の固定手段で取り付けることによって行う。尚、マスキングシート5の他端部は、第2表面2の上方まで延ばして、屋根等の適宜箇所固定する。

【0021】第1表面1は、塗材間に設けられた目地3bによって区画された多数の吹き付け表面1aを形成するものであるため、吹き付けの前に、目地3bを縦横に配位する。これによって、自然石やタイル等の貼り付け施工の目地と同じような外観を表現するものである。この目地3bも境界部分の目地3aと同じものが用いられており、その取付方法も同様である。この目地3bは、自由な長さで切断でき寸法取りも自由であるため、従来の図5に示したように、不自然な線bができることもない。尚、この第1表面1の目地3bの配設は、境界部分の目地3bの配設と同時に進めてもよい。

【0022】吹き付け自体は、第2表面2と同じであり、シミ止めシーラー層11、下塗り層12、中塗り層13、上塗り層14及びクリヤー層15を、順番に吹き付ける。塗材自体も第2表面2と同じで良いが、自然石の外観を表現するためには、中塗り層13や上塗り層14に、有色のセラミック骨材を配合する。また、塗装装置に2頭ガンを用いて、複数色を同時に吹き付けることによって、複数色の色合いを表現でき、より自然石に近い外観をもたらすことができる。

【0023】吹き付け完了後に、境界部分の目地3aと、第2表面2の目地3bの各々に取り付けられていた剥離帯32を取り外す。これにより、目地の凹溝31が外に現れるものであり、自然石を貼り付けた際にできる目地と同様の外観を備えた目地を表現し得る。従って、この目地3a、3bの色は、灰色等が適しているが、好みによって他の色としてもよい。境界部分の目地3aから剥離帯32を外す時には、剥離帯32と共にマスキングシート5も外れるため、マスキングシート5の後片付けが容易に行うことができるが、先にマスキングシート5を目地3aの剥離帯32から外してしまってもよい。

【0024】以上の工程により、家屋の1階部分の壁面を構成する第1表面1は、塗材間に設けられた目地3bによって区画された多数の吹き付け表面1aを備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げられるものである。そして、家屋の2階部分の壁面を構成する第2表面2は、全面吹き付けの仕上げ形式の吹き付け表面2aとなっており、1階と2階の全体が、吹き付け工法によるものでありながら、タイルや自然石の貼り仕上げ工法と吹き付け工法との2つの工法を用いたように見えるものである。しかも、両表面1、2は、共に吹き付けであるため、施工時間も短く、安価な費用で、全体を吹き付け施工した壁面としては従来にない斬新なデザインを実現することがで

きたものである。又、目地3を、抗菌・防かび剤を包含したものから構成するため、年月が経過しても壁面用の目地の表面にかび等の発生を防止し得るものにてでき、美観を保持できるとともに、かび等の除去作業を不要なものにてできる。

【0025】尚、本願発明は種々変更して実施し得るものであり、例えば、第1表面1と、第2表面2とを、共に、貼り仕上げ調の形式に仕上げることもできるが、この場合には、両表面1、2で、色や材質を変えて実施する。塗材の吹き付けについては、実施例に示した層構造の他、時間と費用に応じて適宜数の層構造を選択して実施し得る。また、第3表面を形成して、3種類以上の表面を持つものとして実施することも可能である。

【0026】又、本実施形態では、目地3を、断面コの字状のものから構成し、表面における凹溝31の両側に、目地3の側面35、35と略直角な平坦状の露出部34、34を有するものとし(図6(B)参照)、これらの露出部34、34の側方側に、塗材を吹き付けて吹き付け表面1aを形成するようにしているが、この形態のものに限らず、目地3の表面における凹溝31の両側に傾斜状の吹き付け用傾斜面36、36を有するものから構成しても良い。詳しくは、図5、図6(A)に示すように目地3の表面における凹溝31の両側に、凹溝31から側面35、35にかけて側面35、35側に行くに従い漸次高さの低くなる傾斜面36、36を、全長に渡って形成したものとす。そして、例えばシミ止めシーラー層11、下塗り層12、中塗り層13、上塗り層14及びクリヤー層15を順番に塗材を吹き付けて吹き付け表面1aを形成する際、目地3の吹き付け用傾斜面36、36にも塗材を吹き付け、吹き付け用傾斜面36、36上にも吹き付け表面1aを形成するようにする。目地3を、側面35、35と略直角な平面状の露出部34、34を有する断面コの字状のものから構成した場合には、時間の経過によって、図6(B)に示すように塗材と目地3の側面35、35との間に、表面に開口37a、37aを有するひび割れ37、37が発生する恐れがあり、このようなひび割れ37、37が発生すると、ひび割れ37、37の開口37a、37aから雨水等の水が入り込んで内部にしみ込んでしまう。しかし、上記のように構成しておくことにより、表面に開口37a、37aを有するひび割れ37、37の発生を防止でき、塗材と目地3との間に雨水等の水がしみ込むようなことを防止できる。

【0027】又、目地3に吹き付け用傾斜面36、36を形成する場合において、凹溝31から側面35、35にかけての全体に吹き付け用傾斜面36、36を形成する形態のものに限らず、例えば図7に示すように凹溝31から所定幅で側面35、35と直角な平坦状の露出部34、34を形成するとともに、その露出部34、34と側面35、35との間に、吹き付け用傾斜面36、3

6を側面35、35側に漸次高さの低くなる傾斜状に形成するようにして、凹溝31から側面35、35にかけての部分の一部に形成するようにしても良く、適宜変更し得る。

【0028】更に、目地3の凹溝31の形状は、断面四角形状のものから構成する形態のものに限らず、例えば図8(A)に示すように凹溝31を、幅の広い断面四角形状の幅広凹溝31aと、幅広凹溝31a内に形成した幅の狭い幅狭凹溝31bとから構成し、この幅狭凹溝31bを、幅広凹溝31aの内底面31cから断面四角形状に窪ませて形成することにより、凹溝31内に、幅狭凹溝31bの内底面31dから構成した平坦状の奥端面31dと、奥端面31dの両側における前方側に幅広凹溝31aの内底面31cから構成した平坦状の前端面31cとの段差を有する二つの端面31c、31dを有するものにして良い。又、この場合において、奥端面31dと前端面31c、31cとを同じ色調にしても良いが、異なる色調のもの、例えば前端面31c、31cを石や岩の自然石の色調にし、奥端面31dをそれと異なる色調に形成することにより、目地3を、石や岩の自然石を貼り付けた際にできる目地と遜色のない外観を呈するものにでき、外観的に一層優れたものにできる。また、奥端面31dと前端面31c、31cとを異なる色調にする場合の手段として、奥端面31d又は前端面31c、31cの一方に、異なる色の塗料を塗るようにしても良いが、例えば図8(B)に示すように目地3を、目地本体30aと、目地本体30aとは別体の板状の嵌挿部材30bとで構成し、目地本体30aを、石又は岩等の天然石の色調を有する素材から幅広凹溝31aと幅狭凹溝31bとからなる凹溝31を備えたものとし、嵌挿部材30bを、目地本体30aと色の異なる素材から幅狭凹溝31bに嵌ま込み可能な幅のものとし、そして、これらの押し出し成型に際して、嵌挿部材30bを幅狭凹溝31bに嵌挿し、嵌挿部材30bの前面を幅狭凹溝31bの奥端面31dとする。こうすることにより、石や岩の自然石を貼り付けた際にできる目地と遜色のない外観を呈する目地3を、容易に得ることができる。尚、嵌挿部材30bの幅狭凹溝31bへの嵌挿は、嵌挿部材30bと目地本体30aとを各々別途に成型した後に嵌挿部材30bを目地本体30aの幅狭凹溝31bに嵌め込んで接着剤等により接着するようにしても良い。又、凹溝31内に段差を有する二つの奥端面31dと前端面31c、31cとを形成する場合、凹溝31の両側は、この図8(A)(B)に示すように吹き付け用傾斜面36、36を設けたものでも良く、或いは設けないものでも良い。

【0029】

【発明の効果】本願の第1の発明の目地3は、家屋の壁面4に取り付けて年月が経過しても壁面用の目地の表面にかび等の発生を防止し得るものにできる。これによ

り、年月の経過によっても美観を保持できるとともに、かび等の除去作業を不要なものにできる。

【0030】本願の第2の発明の目地3は、本願の第1の発明の効果に加え、目地3の裏面を壁面に取り付けて目地3にて区画された壁面に塗材を吹き付けた後、剥離帯32を凹溝31から外せば良く、これにより、凹溝31内に塗材がかかることがなく、目地3にて区画された各壁面の境界を綺麗に仕上げることができる。又、目地3にて区画された一つの壁面を塗材を吹き付けた後のマスキングシート5の取り付けと取り外しを目地3の剥離帯32を用いて能率的に行うことができる。

【0031】本願の第3の発明の壁面構造は、目地3によって区画された多数の吹き付け表面1a…2aを、自然石やタイル貼りの施工方法を用いた壁面の如き外観を示すものにでき、又、目地3は自由な長さに配設できるため、寸法取りが容易であり、アルミサイディングのような不自然な線が出ることもない。しかも、全体を吹き付け施工するものであるため、短い期間と安価な料金の施工が完了することができる。また、目地3を、抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するため、年月が経過しても壁面用の目地の表面にかび等の発生を防止し得るものにでき、美観を保持できるとともに、かび等の除去作業を不要なものにできる。

【0032】本願の第4の発明の吹き付け工法は、比較的施工日数と施工費が短く、しかも、貼り施工と同等若しくはそれ以上の外観を備え、全体を吹き付け施工した壁面としては従来にない斬新なデザインを実現することのでき、又、目地3を、抗菌剤と防かび剤との少なくとも一種を包含したものから構成するため、施工に際しては、かび等の発生防止作業を施す必要がなく、単に目地3を取り付ければ良いものにできる。

【0033】本願の第5の発明の吹き付け工法は、第1表面と第2表面との境界を綺麗に仕上げることができる。

【0034】本願の第6の発明の吹き付け工法は、マスキングシートの取り付けと取り外しを、プラスチック製の目地の剥離帯を用いて能率的に行うことができる工法を提供することができたものである。

【図面の簡単な説明】

【図1】本願発明の実施の形態に係る目地の斜視図である。

【図2】本願発明の実施の形態に係る壁面を備えた家屋の斜視図である。

【図3】同要部拡大図である。

【図4】同壁面の施工工程中の要部断面図である。

【図5】他の実施の形態に係る吹き付け用傾斜面を有する目地の斜視図である。

【図6】(A)は、他の実施の形態に係る吹き付け用傾斜面を有する目地を用いて壁面を構成した場合の要部断面図、(B)は、吹き付け用傾斜面を有しない目地を用いて

壁面を構成した場合の要部断面図である。

【図7】更に他の実施の形態に係る吹き付け用傾斜面を有する目地の断面図である。

【図8】(A)は、更に他のもう一つの実施の形態に係る目地の断面図、(B)は、更に別の実施の形態に係る目地の断面図要部断面図である。

【図9】従来の家屋の斜視図である。

*【符号の説明】

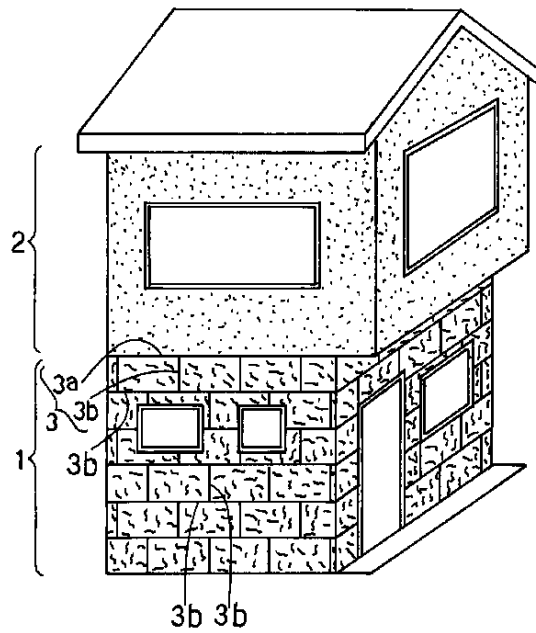
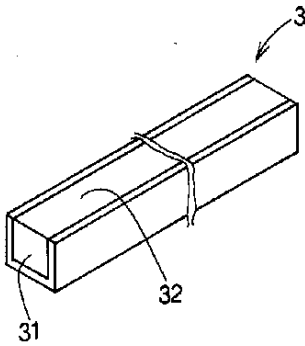
- 1 第1表面
- 2 第2表面
- 3 目地
- 31 凹溝
- 32 剥離帯
- * 5 マスキングシート

【図1】

【図2】

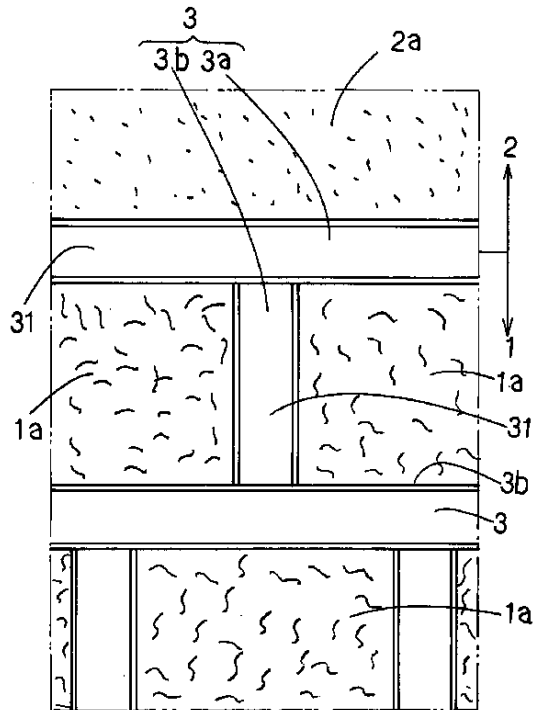
FIG. 1

FIG. 2



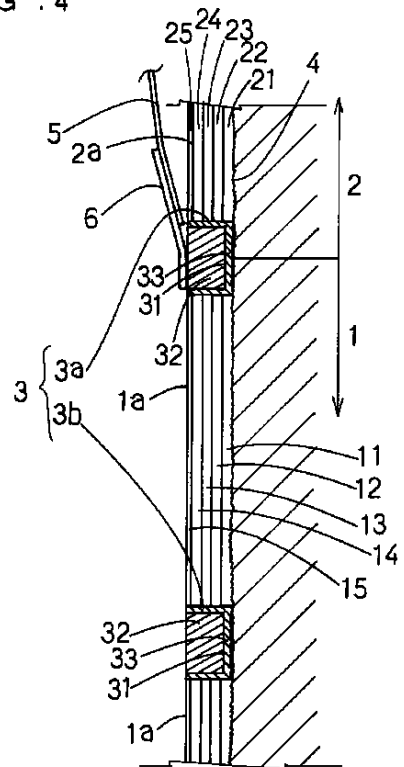
【図3】

FIG. 3



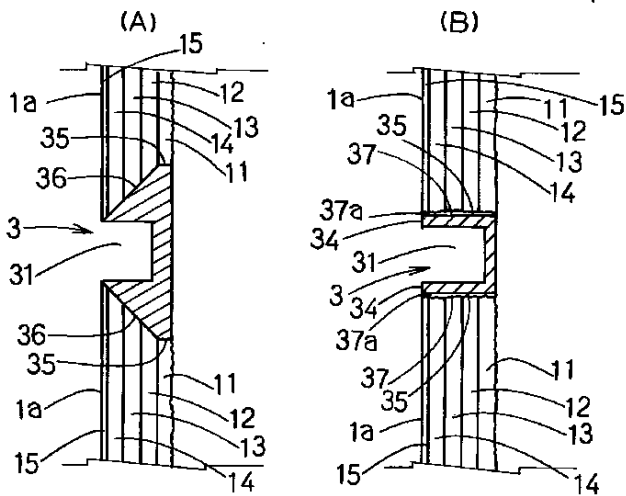
【図4】

FIG. 4



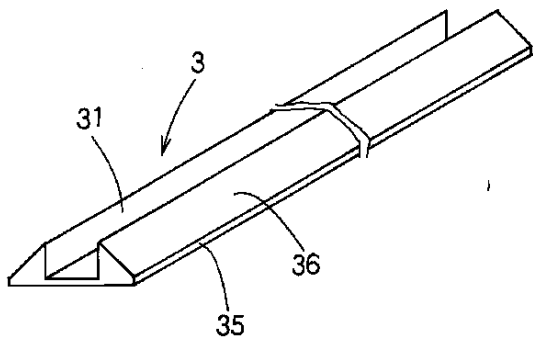
【図6】

FIG. 6



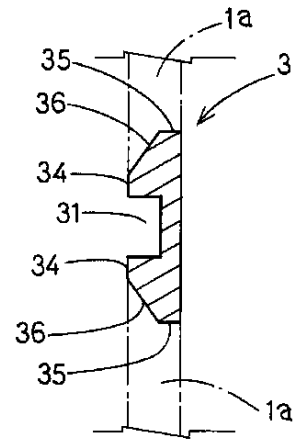
【図5】

FIG. 5



【図7】

FIG. 7



【図8】

【図9】

FIG. 8

FIG. 9

